

令和 7 年度
社会教育センター一年報
第 41 号



東大阪市立社会教育センター

はじめに

本年報の刊行にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

今、私たちが住む世界は、かつてないほど不透明で、複雑な時代を迎えています。中東イラン周辺をはじめとする不安定な情勢は、エネルギー問題や物価高騰、さらには平和な日常の根幹を揺るがすニュースとして、日々私たちの目に入ってまいります。テレビやネットを通じて伝えられる緊迫した映像に、不安や閉塞感を感じていらっしゃる方も少なくないのではないのでしょうか。

こうした不安定な時代だからこそ、私たちは改めて「学び」の価値を再認識する必要があります。学びとは、ただ知識を増やすことだけではありません。世界の複雑な背景を知り、多様な視点を持ち、何が真実かを見極める「洞察力」を養うこと。そして、予測不能な変化に対して、揺るがない「知恵」と「心の強さ」を持つことこそが、真の生涯学習であると考えます。

このような不透明な時代において、生涯学習の果たす役割はますます重要となっています。自らの人格を磨き、豊かな人生を送るためだけでなく、変化し続ける社会課題を的確に捉え、地域社会の担い手として主体的・自発的に学び続ける姿勢が、今まさに求められています。

東大阪市では、「第四次東大阪市生涯学習推進計画」に基づき新しい時代の生涯学習を推進しています。その中間点となる本年は、さらに目標達成に向け積極的に取り組み、次世代につなげて行こうと計画しており、社会教育センター、各公民分館、公民分館分室においても地域住民の学習機会や地域問題の解決、地域文化の振興に寄与すべき施設として活動を行ってまいります。

その一方で、各公民分館、公民分館分室ともに長きにわたり地域の生涯学習の拠点としての役割を果たしてきておりますが、施設の老朽化が進んでいるのも現実であり、補修が絶えない状況であります。さらに、利用者は、高齢者の方々が多く、若年層の施設利用や事業参加が少ないことも傾向としてみられることから、広報活動の強化が必要であると考えております。

今後も、社会教育センターは幅広い世代が集い、学び、さらには、より快適な施設を目指し、諸課題の解決にも取り組み、生涯学習推進に努めていきます。

皆様には社会教育センターに対しご理解を賜り、職員一同、感謝申し上げますとともに、今後ともご指導、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

東大阪市立社会教育センター

目 次

令和 7 年度 事業報告

1. 東大阪市民講座	P 1
2. ふれあい勉強会	P 1 0
3. 人権市民講座	P 1 2
4. 識字学級	P 1 3
5. 社会教育関係団体に関する事業	P 1 4
6. 東大阪市民文化芸術祭	P 1 8
7. 野外活動センター事業	P 1 9
8. 生涯学習の場の提供事業	P 2 1
9. 公民館関係事業	P 2 6
10. 市民講座講師登録制度	P 3 0

参考資料

(1). 東大阪市長社会教育センター条例	P 1
(2). 東大阪市長社会教育センター条例施行規則	P 4
(3). 東大阪市長公民館運営審議会条例	P 7
(4). 東大阪市長野外活動センター条例	P 9
(5). 東大阪市長野外活動センター条例施行規則	P 1 3
(6). 東大阪市民講座講師登録制度実施要綱	P 1 7
(7). 社会教育法(抜粋)	P 2 0

令和 7 年度事業報告

【1】東大阪市民講座

1. 概要

市民講座は、社会教育センター及び各公民分館が市民等の方々に学習の機会を提供するため、毎年度開催している事業です。社会教育センターでは中央館として、市民ニーズに幅広く応えうるよう内容を検討し、多様な生涯学習事業の場を提供しています。

令和7年度では、普段の運動不足解消に役立ち、健康な身体づくりを目指し「コアリラックス～ストレッチポールを使って～」、「アンチエイジングピラティス～姿勢からマイナス5歳を目指す！～」や「メンズヨガ！（男性限定）」講座等の開催。夏期講座では、子ども向けに「消しゴムはんこで作る海の貯金箱」おとな向けに「ラテンエアロ初級」を開催。文化講座では「おもしろ仏像講座」「整理整頓術」や歴史ある史跡等を訪ね歩く「歴史探訪講座」を開催しました。

また、「野外活動センターでアウトドア パン作り&焚火体験」では大阪平野を一望できる展望エリアより親子等でアウトドア体験を楽しんでいただきました。今後もたくさんの方々にご参加いただける講座を提供して参ります。

2月には、恒例の【東大阪市連携6大学公開講座】を本市内にある4大学と近隣市にある2大学との協力のもと、若江岩田駅前希来里「イコーラム」にて開催しました。

6大学公開講座の共通テーマを「知るたのしさ 学ぶよろこび」とし、各大学の得意分野を生かした様々な講座を行いました。

今年度より新たに「6大学紹介コーナー」を設け、より一層6大学を知って・身近に感じていただくことができ、多くの方にご参加いただきました。

まちのすぐれもの（市民講座講師登録制度）を大いに活用し、今後も幅広い分野から、普段なかなか触れることのない文化を身近に感じていただける良いきっかけになればと考えております。

今後も、社会教育センター及び公民分館、公民分館分室では、「つどう」「まなぶ」「むすぶ」という公民館機能を最大限に発揮し、生涯学習拠点、きっかけづくりの場として魅力のある「市民講座」の提供に取り組んでいきたいと考えています。

2. 講 座

(1) 社会教育センター市民講座（前期講座）

講座名	回数	開催時期	講 座 内 容	募集 人数	応募者 人 数	受講者 延 数	開催 場所
知られざる東大阪 市の歴史	4	5/22・29・ 6/5・6/12 (毎週木曜日)	歴史の授業で習ったこと や、通説・定説と言われ ている事柄も、新しい資 料が見つかること、新た な視点で見ると改めて気 づかされることがありま す。4回のうち座学を3 回、残り1回は市内の史 跡・名所旧跡のフィール ドワークを実施します。	25	45	82	社会教育セ ンター
イキイキ小顔体操	4	6/2・9・16・23 (毎週月曜日)	お顔のたるみ、くすみが 気になる方必見！足先か ら頭まで揉む、さする、 伸ばす。全身の血流を巡 らせリンパを流します。 さらに表情筋を刺激し、 セルフマッサージで内側 から輝く透明感のある赤 ちゃん肌とキュッと締 まった小顔を目指しまし ょう。	15	45	52	
メンズヨガ！ (男性限定)	4	6/4・11・18・25 (毎週水曜日)	膝が曲がっていても、肘 が伸びなくてもOK！日常 生活にはない動きやポー ズをすることで、普段使 わない筋肉を動かし、脳 を活性化します。そうす ることで、身体がほぐ れ、表情が豊かになり、 心がリフレッシュされま す。呼吸と動きを連動さ せて自律神経も整えてい きましょう。	10	10	29	

講座名	回数	開催時期	講 座 内 容	募集 人数	応募者 人 数	受講者 延 数	開催 場所
旅人が語る謎の世界（大阪編）	3	6/13・20・27 （毎週金曜日）	世界遺産古市にある巨大古墳の謎に迫る～なぜ古墳は曲線分布してるのか。 江戸時代の大坂の天文学はすごかった～日本の暦はいかにして完成していったのか。古代から世界に開かれていた大阪～遣唐使や朝鮮通信使に外国人居留地もあった。など、知らない世界に足を踏み入れてみましょう。	15	24	57	社会教育センター
アンチエイジングピラティス～姿勢からマイナス5歳を目指す！～	4	6/18・25・ 7/2・9 （毎週水曜日）	初心者さん歓迎！ピラティスにヨガストレッチを交えたレッスンで、夏の寒暖差で乱れやすい自律神経と筋肉のこわばりを整えます。また、女性に多い“反り腰・お腹ぽっこり姿勢”に注目し、腰痛緩和や体の負担軽減にもアプローチ。姿勢から一緒に“体年齢マイナス5歳”を目指しませんか？	15	68	50	
コアリラックス～ストレッチポールを使って～	4	7/10・24・31・8/7 （毎回木曜日）	ストレッチポールは脊柱起立筋の緊張を和らげ、リラクゼーション効果や、関節の可動域の拡大、胸郭の可動性を改善し、深い呼吸も期待できます。	15	48	44	
計				95	240	314	

(2) 社会教育センター市民講座（夏期講座）

講座名	回数	開催時期	講 座 内 容	募集 人数	応募者 人 数	受講者 延 数	開催 場所
消しゴムはんこで 作る海の貯金箱	1	8/19（火曜日） 10：30～12：00	消しゴムをつまようじで 彫って、消しゴムはんこ を作り、スタンプしてオ リジナル貯金箱を作ります♪色彩感覚や創造力の 向上にもつながり、夏休 みの工作にオススメです！ (小学生対象)	10	12	10	社会 教育 セ ン タ ー
ラテンエアロ初級	1	8/26(火曜日) 13：30～14：30	ラテンの音楽に合わせて エアロビクスをします。 もちろん無理はしなくて 大丈夫！！ラテンの音楽 を楽しみながら身体をほ ぐしましょう♪	20	26	17	
計				30	38	27	

(3) 社会教育センター市民講座（後期講座）

講座名	回数	開催時期	講 座 内 容	募集 人数	応募者 人 数	受講者 延 数	開催 場所
野外活動センター でアウトドア パ ン作り&焚火体験	1	11/8 (土曜日)	大阪平野を一望できる東 大阪市立野外活動セン ターで、パン作りやシ チュー作りのアウトドア クッキング、火起こしや 焚火を体験してみませ んか。	17	20	13	社会 教育 セン ター
おもしろ仏像講座	4	11/4・11・18・25 (毎週火曜日)	仏像のいろはを勉強しま す。なぜ阿弥陀様の頭は アフロヘアーなのか？ 観音様はなぜ蓮の花を 持っているのか？ 今さら聞けない素朴な疑 問を読み解いていきま す。	20	39	114	
整理整頓術 ～楽しく学べる片 付けの基本～	4	11/5・12・19・26 (毎週水曜日)	片付け苦手でも大丈夫！ 片付けの基本からキープ 術まで。スッキリ快適で 健康的な生活を手にいれ ませんか？失敗談も交 え、楽しくお伝えしま す。	15	24	66	

講座名	回数	開催時期	講 座 内 容	募集 人数	応募者 人 数	受講者 延 数	開催 場所
認知症予防ゲーム ～脳をイキイキさ せよう！～	4	11/10・17・12/1・8 (毎週月曜日)	3つのA（明るく・頭を 使って・あきらめない） をモットーに！うまくで きなくてもいい、思いっ きり笑って脳をイキイキ させましょう。	15	15	29	社会教育セン ター
リズム健康体操	4	11/6・13・20・27 (毎週木曜日)	日常生活の中で無理せ ず、楽しく健康の三本柱 （運動・栄養・休養）の 運動を取り込む事で、バ ランスが良くなり健康を 支えてくれます。老化を 防ぎ、病気を予防する体 操です。・	20	22	57	
歴史探訪15 ～市内、市外を巡 る旅～	4	11/6・13・20・27 (毎週木曜日)	【1回目】フィールド ワーク説明会、座学（若 江城物語）（社会教育セ ンター） 【2回目】環濠都市・平 野郷を巡る（平野区） 【3回目】四条畷・馬飼 いの史跡を巡る（四條畷 市） 【4回目】豊太閤ゆかり の地を往く（京都市）	25	35	76	現地
計				112	155	355	

(4) 東大阪市連携6大学公開講座（開催場所：男女共同参画センター イコーラム）

講座名	回数	開催時期	講師	募集人数	応募者人数	当日受付人数	受講者延数
A：「チームプレイスポーツから現代に応用するリーダーシップ」	1	2/17 (火)	大阪経済法科大学 経営学部 吉田 明 准教授	100	78	13	94
B：「最適な食事とは？」	1	2/17 (火)	大阪樟蔭女子大学 健康栄養学部健康栄養学科 木村 雅浩 教授	100	125	18	132
C：「いざ」という時に備える	1	2/18 (水)	近畿大学 理工学部 社会環境工学科 高畠 知之 准教授	100	108	14	126
D：「公園はまちの資源になりうるか!？」	1	2/18 (水)	大阪産業大学 建築・環境デザイン学部 建築・環境デザイン学科 竹田 和真 准教授	100	64	7	67
E：「ジャズにおける緊張と緩和」	1	2/19 (木)	大阪商業大学 公共学部 公共学科 桑島 紳二 特任教授	100	125	32	130
F：「こどもたちから学んだ特別支援教育」	1	2/19 (木)	東大阪大学 こども学部 こども学科 布本 肇 准教授	100	45	13	58
計				600	545	97	607

(5) 公民分館市民講座

No.	公民分館名	講座名	回数	募集 人数	受講者 延数
1	孔舎衙公民分館	ふれあい勉強会	3	27	79
2	豊浦公民分館	デザイン切り絵	10	15	127
3	石切公民分館	チョークアート	4	15	58
4	池島公民分館	歴史講座	4	25	75
5		お話の会	4	25	77
6	盾津鴻池公民分館	手話体験教室	5	30	28
7	岩田公民分館	囲碁教室	1	40	37
8	荒川公民分館	書道教室	10	17	103
9		日本舞踊教室	10	8	20
10		民踊教室、カラオケ教室	10	12	45
11		詩吟教室	10	10	67
12		歌体操	10	35	199
13	長堂公民分館	ベリーダンス講座	1	80	80
14	高井田東公民分館	カーリンコン体験教室	10	18	169
15	太平寺公民分館	太平寺書道愛好会	10	12	85
16	楠根公民分館	書道教室	10	80	676
17	長瀬西公民分館	手作り絵本講座	9	15	132
18	長瀬東公民分館	健康体操	5	20	77
19	上小阪公民分館	カラオケ講座	5	10	62
20	柏田公民分館	押し花	1	15	18
21	弥刀公民分館	レクリエーション笑ってしゃべって小物作り	3	25	78
22		クラフトバンド教室	5	15	78
23	長瀬北公民分館	まぎ〜マモルバルーン教室	1	40	30
24		クラシックバレエ	1	10	6
25		ゆるゆる水彩遊び	2	10	20
26		バレエサークル「コパン」	1	10	8
27	大蓮公民分館	万葉押し花教室	4	20	74
計			149	639	2,508

3. まとめ

情報化社会と言われる今日、誰もが「いつでも、どこでも」学べる機会を得られるような取り組みが必要であり、講座開催の中でも参加者同士が交流を深めることが大切です。

市民講座の概要

() 内は前年度数

担 当 館	講 座 数	受 講 者 延 数
社 会 教 育 セ ン タ ー	20 (23)	1,303 (1,440)
公 民 分 館 ・ 分 室	27 (22)	2,508 (2,523)
合 計	47 (45)	3,811 (3,963)

【2】ふれあい勉強会

1. 概要

子どもたちが心身ともに健やかに成長し、家庭や学校及び地域社会でたくましく生きることは、全ての保護者の願いでもあります。しかし、近年子どもたちを取り巻く社会環境の変化は著しく、日常生活の中での子育てについても、新たな課題が生じてきています。

昭和62年度より、市民講座の一環として「家庭教育学級」を実施してきましたが、地域社会の住人がより多くふれあうことを大切にしたいと考え、また、地域の生涯学習のニーズに応えるため、平成2年度より「ふれあい勉強会」と名付け、今日に至っています。

2. 実施の状況

本年度は、孔舎衛公民分館で開催いたしました。企画計画案をもとに講師を依頼し、テーマ・日時等を決めています。地域への周知の方法としては、講座ごとのチラシを各自治会に回覧しています。

また、講座については講師との連絡を密にし、内容の確認や必要に応じて資料等を準備しています。

3. 令和7年度講座内容

実施場所	講座名	日	回数	受講者 延数
孔舎衛公民分館	10年後のあなたの介護予防考えてみませんか	6月18日	1回	29人
孔舎衛公民分館	「日下」考「くさか」という名称について	7月23日	1回	26人
孔舎衛公民分館	戦国時代のきょうだい	8月27日	1回	24人

4. 開催分館

平成2年度	・長堂	・小阪	・盾津東	・孔舎衛
平成3年度	・長堂	・小阪	・盾津鴻池	・孔舎衛
平成4年度	・柏田	・小阪	・英田	・孔舎衛
平成5年度	・柏田	・小阪	・玉串	・孔舎衛
平成6年度	・柏田	・小阪	・孔舎衛	
平成7年度	・柏田	・小阪	・岩田	・孔舎衛
平成8年度	・楠根	・小阪	・盾津東	・孔舎衛
平成9年度	・楠根	・菱屋西	・孔舎衛	
平成10年度	・楠根	・孔舎衛		
平成11年度	・長堂	・柏田	・孔舎衛	
平成12年度	・長堂	・盾津東	・孔舎衛	
平成13年度	・菱屋西	・孔舎衛		
平成14年度	・孔舎衛			
平成15年度	・長堂	・楠根	・荒川	・孔舎衛
平成16年度	・長堂	・孔舎衛		
平成17年度 ～ 令和2年度	・孔舎衛			
令和3年度	－			
令和4年度	・孔舎衛			
令和5年度	・孔舎衛			
令和6年度	・孔舎衛			
令和7年度	・孔舎衛			

5. 今後の課題

少子高齢化社会の中で、地域でのふれあいを大切にし、世代間の連携、交流を深める場にしていき、地域の活性化や街づくりにつながるような講座にしていきたいと思っています。

【3】人 権 市 民 講 座

1. 概要

本講座は、本市総合計画基本構想の理念である「人権尊重に根差した市民都市の創造」の実現を図るため、“平和と人権”を柱に、基本的人権の大切さを浸透させ、あわせて、家庭・学校・地域の一体性の確保を目的としています。

経過として、昭和 60 年度（1985）から長瀬北公民分館で実施し、10 月の“公民館まつり”を主軸にプログラム化し、人権市民講座を開催しています。人権啓発事業の一環として、関係行政部局、学校関係者等により、「人権啓発金岡中学校区運営委員会」を構成して運営に当たっています。

2. 今年度の取り組み

人権啓発金岡中学校区運営委員会と長瀬北公民分館運営委員会が連携を取りながら、講演会等、次のような事業を実施しました。

・人権市民講座等

回	開催日	行事名称	内 容	場所	参加人数
1	10月18日(土)～ 10月19日(日)	公民館まつり	人権啓発展示、サークル発表、人権市民講座、カーリンコン、バルーンアート、模擬店	長瀬北 公民分館	約 990 人
2	11月8日(土)	金中フェスティバル	人権啓発展示、ダンス、太鼓等の舞台発表、模擬店	金岡中学	約 1,000 人
3	中止	さくらまつり	今年度の開催は見送られました。		

【4】 識 字 学 級

1. 概要

わが国では、学校教育の普及により識字率が大幅に引き上げられました。しかし一方、貧困や差別・戦争などのために文字を学ぶ機会を奪われた人々がおられます。

文字を取り戻し、文字を通じて社会を知り、人生を考え、自分を活かして生きる力を養うため、識字活動が展開されています。

本市では、2つの地域でそれぞれ毎週火曜日及び水曜日に午後7時から、識字学級を開催しています。

2. 開催状況

(1) 講師数

	令和6年度	令和7年度
荒 本 識 字 学 級	11人	10人
蛇 草 識 字 学 級	8人	8人

(2) 学級生数

	令和6年度	令和7年度
荒 本 識 字 学 級	10人	8人
蛇 草 識 字 学 級	7人	8人

(3) 延べ出席人数

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
荒本	21	33	26	14		25	30	26	18	17	18	6	234
蛇草	15	26	26	12		20	15	15	8	13	14	8	172

毎週の学習のほかに、年に1回の研修会・東大阪識字連絡会交流会・識字展・識字デー市民の集い等の行事に参加しています。

【5】社会教育関係団体に関する事業

1. 概要

東大阪市文化連盟をはじめ、社会教育関係団体に対する支援を行っています。

2. 東大阪市文化連盟

文化連盟は、市内の文化活動の中心となり、加盟 27 団体がそれぞれの文化活動を通じて、市民文化の発展と振興に寄与し、積極的に文化事業を推進しています。

[1] 令和 7 年度東大阪市文化連盟文化祭の開催

文化連盟加盟団体の主催による第 59 回東大阪市文化連盟文化祭は、6 月の「夏の東大阪合同相撲甚句発表会」から始まり、11 月の「東大阪三曲協会演奏会」まで市内各所で繰り広げられました。（開催日程は次頁のとおり）

[2] 令和 7 年度東大阪市文化連盟功労者表彰式典

と き 令和 7 年 11 月 3 日（月・祝） 午前 10 時～
ところ 東大阪市立社会教育センター
式 典 東大阪市文化連盟功労者 16 名

[3] 第 43 回東大阪市文化連盟文化のつどい

と き 令和 7 年 6 月 7 日（土）～8 日（日）
ところ 東大阪市文化創造館
来館者数 2,565 人

[4] 研修

と き 令和 7 年 11 月 11 日（火）
ところ 和歌山方面（47 人参加）

[5] 各種委員会・審議会への参加

社会教育委員の会議
体育館運営審議会
東大阪市文化芸術審議会

公民館運営審議会
社会福祉協議会評議員

令和 7 年度 第 59 回東大阪市文化連盟文化祭 開催日程表

種目	日程	開催時間	開催場所
夏の東大阪合同相撲甚句発表会	6 月 22 日（日）	14:00～16:00	日下市民プラザ
詩舞粋扇流発表大会	6 月 29 日（日）	10:00～16:00	市民多目的センター 3 階大会議室
東大阪市クラシックバレエ協会 発表会	8 月 24 日（日）	夕刻より	東大阪市文化創造館 DreamHouse 大ホール
第 58 回秋季吟詠大会	9 月 15 日（月祝）	9:00～16:30	東大阪市文化創造館 多目的室
第 2 回東大阪市吟詠家協会文化祭	9 月 23 日（火祝）	11:00～16:00	市民多目的センター
第 58 回東大阪市秋季公募美術展	9 月 24 日（水）～ 28 日（日）	10:00～17:00（最終日 は 16:00 まで）	東大阪市民美術センター
東大阪市合唱連盟 「第 59 回 合唱祭」	9 月 28 日（日）	12:30～ 16:00	東大阪市文化創造館 ジャットーハーモニー 小ホール
第 52 回東大阪市民川柳大会	9 月 28 日（日）	9:00～17:00	東大阪市立社会教育センター 視聴覚室
第 59 回 東大阪市茶花道大会	10 月 4 日（土）～ 5 日（日）	10:00～16:00	東大阪市民美術センター
第 66 回自然の美 水石展	10 月 11 日（土）～ 12 日（日）	12:00～16:00 9:00～15:00	市民多目的センター 大会議室
第 23 回 吟詠歌謡を楽しむ	10 月 12 日（日）	12:00～16:00	布施駅前「夢広場」 5 階多目的ホール
第 59 回 東大阪民謡連合会文化祭	10 月 12 日（日）	10:00～17:00	東大阪市立男女共同参画センター イコーラム
第 59 回東大阪市書道展	10 月 17 日（金） ～19 日（日）	10:00 ～ 15:00	東大阪市民美術センター
第 59 回 民踊・新舞踊大会	10 月 25 日（土）	12:00 ～ 17:00	東大阪市文化創造館 ジャットーハーモニー 小ホール
「彩」絵手紙展	10 月 25 日（土）～ 26 日（日）	11:00～16:00 10:00～16:00	東大阪市文化創造館 2F エレベーター前エントランス
第 59 回俳句大会	10 月 26 日（日）	9:00～ 17:00	東大阪市立社会教育センター 視聴覚室
大正琴演奏会	10 月 26 日（日）	13:00 ～16:00	東大阪市文化創造館 ジャットーハーモニー 小ホール
第 59 回 工芸展	11 月 14 日（金） ～15 日（土）	10:00～17:00 10:00～16:30	東大阪市立社会教育センター 2 階 研修室
東大阪三曲協会演奏会	11 月 30 日（日）	12:00～ 16:00	大阪府立中央図書館 ライティホール

東大阪市文化連盟(27 団体)

団 体 名	活 動 種 目
東 大 阪 三 曲 協 会	三 曲
東 大 阪 工 芸 協 会	美 術 工 芸
東 大 阪 市 美 術 協 会	美 術
東 大 阪 市 書 道 協 会	書 道
東 大 阪 市 民 俳 句 会	俳 句
東 大 阪 市 詩 吟 連 盟	詩 吟
東 大 阪 市 民 舞 協 会	民 踊
東 大 阪 市 合 唱 連 盟	合 唱
日 本 民 謡 東 大 阪 連 合 会	民 謡
石 燕 同 好 会	愛 石
東 大 阪 社 交 舞 踏 連 盟	社 交 ダ ン ス
川 柳 東 大 阪	川 柳
東 大 阪 市 茶 花 道 協 会	茶 花 道
東 大 阪 市 大 正 琴 協 会	大 正 琴
東 大 阪 市 詩 舞 連 合 会	詩 舞
も ん じ 文 化 愛 好 会	も ん じ
東 大 阪 市 吟 詠 歌 謡 連 盟	吟 詠 歌 謡
東 大 阪 市 フ ラ 協 会	フ ラ ダ ン ス
東 大 阪 市 吹 奏 楽 連 盟	吹 奏 楽
東 大 阪 市 折 り 鶴 の 会	折 り 紙
東 大 阪 市 絵 手 紙 彩	絵 手 紙
東 大 阪 日 本 舞 踊 を 楽 し む 会	日 本 舞 踊
東 大 阪 市 日 本 舞 踊 協 会	日 本 舞 踊
東 大 阪 市 ク ラ シ ッ ク バ レ エ 協 会	ク ラ シ ッ ク バ レ エ
東 大 阪 吟 詠 家 協 会	詩 吟
東 大 阪 相 撲 甚 句 会	相 撲 甚 句
東 大 阪 市 ジ ャ ズ 協 会	ジ ャ ズ ミ ュ ー ジ ッ ク の 演 奏

3. 東大阪市地域婦人団体協議会

「東大阪市地域婦人団体協議会」は、「地域婦人会」の連絡調整並びに自主活動を促すと共に、婦人の地位向上を図り、地域社会の建設に資する目的で発足され、その活動を支援するため、東大阪市が活動補助金を支出している社会教育団体です。

昭和42年2月1日、布施、河内、枚岡の3市が合併して東大阪市が誕生した後、それぞれ三市で活動していた「地域婦人会」が集まり、「東大阪市地域婦人団体協議会」を発足させたものです。

「地域婦人会」は、年齢、職業、思想、政治的信条等を異にしながらも、「同一の地域の主婦である」ということを唯一の共通項として結ばれていた婦人団体で、住民と行政をつなぐ存在として、地域コミュニティの役割を担う社会教育団体の一つです。

「東大阪市地域婦人団体協議会」の発足当初は、市内の全地域で加入していましたが、現在は、長堂、足代、小阪、大蓮、花園の5地区が加入しています。

令和7年度の主な活動

開催日	研修名	講師
6月12日(木)	市政研究会 東大阪市議会傍聴	—
7月16日(水)	文化教養講演会 「安心して認知症になろう」	—
8月12日(火)	高齢者の気功	鈴木 和子 氏
9月9日(火)	消費者問題 和布でマフラー作り	稲川 照美 氏
10月8日(水)	社会問題 視察研修会 「日銀大阪支店と 中之島バラ園」見学	—
11月12日(火)	文化教養 令和7年度 干支のカレンダーづくり	文化教養部会員
12月6日(土)	指導者研修会「国政について」	宗清 皇一 氏
2月18日(水)	教養講座 「いざ！という時に備える」 「公園はまちのしげんになりうるか！？」	近畿大学 高島 知之 准教授 大阪産業大学 竹田 和真 准教授

【6】東大阪市民文化芸術祭

市民を対象に、公募により第36回東大阪市民文化芸術祭を令和8年3月6日(金)～8日(日)の3日間、東大阪市文化創造館で開催しました。

子どもからお年寄りまでの文化交流の場として、市民参加による実行委員会を構成し、市の委託事業として実施しました。

- 主 催 第36回東大阪市民文化芸術祭実行委員会
東大阪市・東大阪市教育委員会
- 共 催 東大阪市文化創造館
- 開催場所 東大阪市文化創造館
- 開催日時 令和8年3月6日(金) 午前10時～午後5時
7日(土) 午前10時～午後5時
8日(日) 午前10時～午後5時

○ 開催概要

(1) 展示出品者数等

	団体数 (個人含む)	出品数 (点)
絵 画 等	11	28
書 道	9	117
文 芸 (俳句・川柳・短歌等)	7	76
手芸・手作り	8	28
工 芸	4	35
写 真	7	52
陶 芸	5	54
切り絵・折り紙・和綴じ本	6	61
その他 (パズル)	1	1
合 計	58	452

(2) 舞台出演者数等

月 日	団体数 (個人含む)	出演者数 (人)
3月6日	31	260
3月7日	28	418
3月8日	30	427
合 計	89	1,105

(3) 来場者数

月 日	来場者数 (人)
3月6日	2,609
3月7日	4,453
3月8日	4,561
合 計	11,623

【7】野外活動センター事業(愛称「自由の森なるかわ」)

1. 概要

野外活動センターは、平成9年5月、生駒山系東大阪市六万寺町一丁目の府民の森なるかわ園南端(敷地約4ヘクタール)に、市民の自然保護意識の醸成と充実した余暇を過ごすために開設されました。

また、令和4年10月から翌年3月までの期間にコテージ等の改修工事を実施し、令和5年4月よりリニューアルオープンいたしました。社会教育施設として、木工クラフト体験等のプログラムも実施しています。

2. 施設について

(1) 宿泊施設

施設名	タイプ	数	仕様・設備等
コテージ	12人用：和洋室 6人用：洋室 6人用：和室	1 2 1	4棟共通 ログハウス・野外デッキ付 トイレ・シャワー・キッチン・空調設備 寝具・冷蔵庫・一部BBQ設備付
デッキサイト	4人用	10	木造・一部電源付
デッキサイト	6人用	2	木造
テントキャビン	5人用	4	電源・一部BBQ設備付

(2) 管理施設

施設名	主な構成	仕様・設備等
管理棟Ⅰ	研修室(大) 研修室(小) ロビー・事務室	各種研修会・講演会等に使用、椅子使用で約60人収容可能 木工等の工作、少人数の研修会に使用
管理棟Ⅱ	シャワー室 トイレ 倉庫 職員用仮眠室	宿泊利用者用男女別シャワーブース(各5ブース) 炊さん用具等キャンプ用具収納 職員仮眠室(5人×3室)・食事兼ミーティング室

(3) その他施設・工作物

施設名	数	仕様・設備等
炊事棟	2	かまど・流し台・調理用テーブル
トイレ棟	2	ウォームレット・男女別・障がい者対応
野外炉	10	自然石作りのバーベキューロストル 広場に接して設置

3. 利用状況について

野外活動センター利用者数(日帰り利用者含む)

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合 計
H11	713	1,627	1,103	1,251	1,374	588	891	792	237	177	146	517	9,416
H12	554	1,161	529	1,188	1,638	714	596	652	352	136	170	331	8,021
H13	799	1,173	899	1,367	1,654	667	647	686	365	149	182	306	8,894
H14	482	1,318	638	1,030	1,786	672	790	900	331	159	87	237	8,430
H15	305	1,300	442	1,140	1,485	585	508	1,218	228	150	296	276	7,933
H16	416	1,353	370	1,921	1,542	684	591	691	325	273	172	256	8,594
H17	310	1,820	809	929	1,319	526	727	764	160	157	122	265	7,908
H18	201	1,396	793	881	1,935	595	537	615	308	211	166	330	7,968
H19	366	1,036	678	1,038	2,405	805	593	798	234	371	201	532	9,057
H20	305	1,351	404	1,143	2,203	638	691	661	313	375	190	1,264	9,538
H21	314	969	830	847	2,474	860	712	778	327	542	231	572	9,456
H22	361	1,469	523	917	1,904	658	943	626	382	300	437	764	9,284
H23	508	1,788	830	1,837	2,282	782	482	777	258	260	893	367	11,064
H24	503	1,220	599	963	2,547	701	723	727	324	333	524	854	10,018
H25	573	1,355	891	1,359	3,329	612	537	856	226	203	643	474	11,058
H26	426	1,493	644	1,309	2,623	858	766	766	202	220	912	732	10,951
H27	723	1,656	842	1,290	2,886	958	730	385	261	244	990	587	11,552
H28	347	1,416	510	1,384	2,366	594	1,256	1,073	206	188	792	563	10,695
H29	523	1,444	387	1,024	178	466	688	477	161	153	683	312	6,496
H30	138	995	365	412	1,423	515	1,282	452	206	422	772	460	7,442
R1	616	1,617	608	1,373	1,789	605	653	1,159	193	797	226	0	9,636
R2	0	65	384	696	1,185	809	603	286	305	181	304	574	5,392
R3	296	0	96	1,288	1,324	590	1,003	311	272	508	184	475	6,347
R4	332	692	251	460	666	357	0	0	0	0	0	0	2,758
R5	343	689	445	716	636	508	558	557	387	190	275	502	5,806
R6	506	642	501	619	798	501	639	563	416	289	196	453	6,123
R7	565	666	446	554	817	425	554	486	243	264	178	371	5,569

【8】生涯学習の場の提供事業

1. 概要

市民に生涯学習の場を提供するため、中央館としての社会教育センターと、東・中・西の各地区に6・6・18公民分館および中・西の各地区に3・2公民分館分室を設けています。

なお令和7年度における社会教育センター及び公民分館(分室含む)の利用状況は次表のとおりです。

(1) 東地区公民分館利用状況

	公民館事業		グループ活動		社会教育関係		社会福祉関係		市関係		その他		合 計	
	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数
孔 舎 衙	81	1,019	880	7,795	0	0	11	212	0	0	436	2,642	1,408	11,668
豊 浦	12	238	1,000	9,291	4	62	3	17	53	877	0	0	1,072	10,485
縄 手	33	3,699	183	1,664	1	14	34	851	3	37	59	1,063	313	7,328
石 切	72	825	860	5,687	3	35	65	504	176	949	0	0	1,176	8,000
縄手南	6	650	902	9,641	12	111	19	395	0	0	117	2,757	1,056	13,554
池 島	36	388	410	2,724	0	0	0	0	0	0	1	17	447	3,129
東地区合計	240	6,819	4,235	36,802	20	222	132	1,979	232	1,863	613	6,479	5,472	54,164

(2) 中地区公民分館利用状況

	公民館事業		グループ活動		社会教育関係		社会福祉関係		市関係		その他		合 計	
	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数
英 田	14	97	485	8,160	0	0	14	275	0	0	8	117	521	8,649
(南分室)	1	40	321	2,220	0	0	0	0	0	0	0	0	322	2,260
(北分室)	0	0	457	4,246	16	304	104	875	19	420	90	1,074	686	6,919
盾津鴻池	8	365	780	7,912	4	115	152	2,678	10	3,730	74	1,350	1,028	16,150
(分室)	0	0	0	0	2	100	177	2,211	0	0	20	220	199	2,531
岩 田	8	326	1,054	11,485	17	121	43	1,422	15	387	21	431	1,158	14,172
若 江	0	0	380	4,045	0	0	39	993	30	415	19	449	468	5,902
玉 串	26	2,025	769	6,674	0	0	55	1,054	1	25	7	135	858	9,913
盾津東	0	0	870	9,042	2	23	16	207	1	12	11	150	900	9,434
中地区合計	57	2,853	5,116	53,784	41	663	600	9,715	76	4,989	250	3,926	6,140	75,930

(3)西地区公民分館利用状況

	公民館事業		グループ活動		社会教育関係		社会福祉関係		市関係		その他		合 計	
	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数
荒 川	21	443	450	3,577	15	102	18	389	0	0	99	1,559	603	6,070
長 堂	40	1,107	140	1,813	89	1,419	113	2,003	19	330	69	1,418	470	8,090
三ノ瀬	0	0	758	5,730	0	0	18	265	0	0	55	762	831	6,757
高井田東	62	3,491	526	6,283	16	163	46	1,013	0	0	38	1,050	688	12,000
森河内	22	970	513	6,586	127	1,953	122	2,193	37	1,027	35	441	856	13,170
菱屋西	47	1,203	592	4,767	19	437	77	1,117	0	0	46	710	781	8,234
(永和分室)	15	94	979	9,316	121	1,215	33	482	39	721	121	2,536	1,308	14,364
太平寺	21	192	271	3,337	3	207	43	905	39	755	50	427	427	5,823
高井田西	4	1,350	230	1,656	37	553	118	1,629	4	1,308	45	792	438	7,288
楠 根	100	3,024	289	3,134	0	0	37	651	2	75	10	342	438	7,226
長瀬西	43	1,177	268	2,061	25	281	12	162	0	0	109	3,077	457	6,758
長瀬東	9	639	219	1,590	0	0	78	1,153	0	0	28	574	334	3,956
小 阪	4	45	527	3,900	2	41	74	1,422	13	198	70	1,037	690	6,643
上小阪	5	229	328	2,306	0	0	10	172	1	8	49	625	393	3,340
意岐部	48	404	154	1,548	2	55	32	434	8	1,518	6	52	250	4,011
柏 田	37	256	25	141	12	118	11	70	0	0	21	182	106	767
(分室)	21	477	101	649	16	307	73	1,419	0	0	36	706	247	3,558
弥 刀	26	285	160	1,840	0	0	74	1,434	0	0	50	820	310	4,379
長瀬北	29	989	837	6,228	0	0	34	497	0	0	2	140	902	7,854
大 蓮	8	947	1,639	17,611	1	28	21	935	4	90	14	240	1,687	19,851
西地区合計	562	17,322	9,006	84,073	485	6,879	1,044	18,345	166	6,030	953	17,490	12,216	150,139

(4) 社会教育センター月別利用状況

月	公民館事業		グループ活動		社会教育関係		社会福祉関係		市関係		その他		合 計	
	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数
4	4	83	93	1,142	3	30	8	380	0	0	4	140	112	1,775
5	2	44	94	1,076	3	25	2	83	0	0	0	0	101	1,228
6	12	148	101	1,186	5	45	2	85	0	0	6	152	126	1,616
7	3	51	125	1,667	5	45	1	45	0	0	2	45	136	1,853
8	4	30	88	1,024	6	55	1	50	1	20	4	148	104	1,327
9	1	13	106	1,412	2	13	1	80	4	125	6	256	120	1,899
10	0	0	104	1,280	8	70	1	40	0	0	2	110	115	1,500
11	22	448	68	768	4	63	1	38	0	0	4	725	99	2,042
12	2	12	86	1,012	2	20	4	200	3	135	7	195	104	1,574
1	1	5	84	1,131	6	76	1	12	0	0	3	120	95	1,344
2	3	198	89	1,133	5	45	4	123	1	80	2	35	104	1,614
3	0	0	101	1,211	6	45	2	125	0	0	2	30	111	1,411
計	54	1,032	1,139	14,042	55	532	28	1,261	9	360	42	1,956	1,327	19,183

(5) 公民館利用状況

	公民館事業		グループ活動		社会教育関係		社会福祉関係		市関係		その他		合 計	
	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数
社教C	54	1,032	1,139	14,042	55	532	28	1,261	9	360	42	1,956	1,327	19,183
分館・分室	859	26,994	18,357	174,659	546	7,764	1,776	30,039	474	12,882	1,816	27,895	23,828	280,233
総計	913	28,026	19,496	188,701	601	8,296	1,804	31,300	483	13,242	1,858	29,851	25,155	299,416

(6)年度別公民館・公民分館利用状況

(東地区分館)

	令和5年度		令和6年度		令和7年度		前年比	
	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数
孔 舎 衙	1,279	11,611	1,332	11,608	1,408	11,668	76	60
豊 浦	1,030	9,947	1,006	9,735	1,072	10,485	66	750
縄 手	311	6,446	308	6,773	313	7,328	5	555
石 切	1,213	9,105	1,106	7,952	1,176	8,000	70	48
縄 手 南	1,046	14,413	1,059	13,571	1,056	13,554	-3	-17
池 島	451	3,089	438	3,273	447	3,129	9	-144
合 計	5,330	54,611	5,249	52,912	5,472	54,164	223	1,252

(中地区分館)

	令和5年度		令和6年度		令和7年度		前年比	
	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数
英 田	562	8,351	568	9,002	521	8,649	-47	-353
(南分室)	333	3,128	365	2,435	322	2,260	-43	-175
(北分室)	625	8,279	623	6,818	686	6,919	63	101
盾 津 鴻 池	1,048	16,131	1,016	13,876	1,028	16,150	12	2,274
(分室)	232	3,189	241	3,200	199	2,531	-42	-669
岩 田	1,171	14,897	1,133	14,149	1,158	14,172	25	23
若 江	660	7,535	525	6,329	468	5,902	-57	-427
玉 串	733	7,758	778	8,230	858	9,913	80	1,683
盾 津 東	920	9,338	936	9,882	900	9,434	-36	-448
合 計	6,284	78,606	6,185	73,921	6,140	75,930	-45	2,009

(西地区分館)

	令和5年度		令和6年度		令和7年度		前年比	
	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数
荒川	646	6,227	670	8,680	603	6,070	-67	-2,610
長堂	443	7,090	478	8,099	470	8,090	-8	-9
三ノ瀬	977	7,535	890	6,890	831	6,757	-59	-133
高井田東	542	8,748	552	10,561	688	12,000	136	1,439
森河内	840	10,699	848	12,778	856	13,170	8	392
菱屋西	860	7,324	853	9,582	781	8,234	-72	-1,348
(永和分室)	1,501	16,528	1,392	15,369	1,308	14,364	-84	-1,005
太平寺	406	5,436	410	5,896	427	5,823	17	-73
高井田西	403	4,058	378	5,617	438	7,288	60	1,671
楠根	474	7,255	473	7,474	438	7,226	-35	-248
長瀬西	378	5,328	449	7,029	457	6,758	8	-271
長瀬東	345	3,970	340	3,949	334	3,956	-6	7
小阪	732	6,379	702	6,131	690	6,643	-12	512
上小阪	386	3,371	370	3,605	393	3,340	23	-265
意岐部	184	1,864	238	3,524	250	4,011	12	487
柏田	116	981	130	844	106	767	-24	-77
(分室)	289	3,736	262	3,557	247	3,558	-15	1
弥刀	269	4,279	294	5,185	310	4,379	16	-806
長瀬北	702	6,319	828	7,092	902	7,854	74	762
大蓮	1,751	19,730	1,716	19,637	1,687	19,851	-29	214
合計	12,244	136,857	12,273	151,499	12,216	150,139	-57	-1,360

(社会教育センター、公民分館・分室)

	令和5年度		令和6年度		令和7年度		前年比	
	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数
社会教育センター	1,270	18,613	1,345	19,624	1,327	19,183	-18	-441
分館・分室	23,858	270,074	23,707	278,332	23,828	280,233	121	1,901
総合計	25,128	288,687	25,052	297,956	25,155	299,416	103	1,460

【9】公民館関係事業

1. 東大阪市立公民館運営審議会

当審議会は、社会教育センター館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施について、調査審議するものとして設置されています。

(1) 審議会委員(令和7年度)

(敬称略)

氏 名	所 属 等	備 考
宗 平 助 二	東大阪市体育連盟	
山 田 朱 美	東大阪市文化連盟	
宮 西 貞 夫	東大阪市青少年指導員協議会	
敷 地 隆 有	東大阪市PTA協議会	
上 野 欽 示	東大阪少年補導協会	
北 木 忠 嗣	東大阪市立公民分館運営委員長協議会	
前 田 紀 美 子	東大阪市地域婦人団体協議会	
住 山 仁 美	(社)東大阪市社会福祉協議会	
大 江 米 次 郎	大阪樟蔭女子大学名誉教授	
佐 野 茂	大阪商業大学教授	
日 高 崇 史	東大阪市立小学校長会	
高 橋 宏 紀	東大阪市立中学校長会	
山 内 由 美 子	東大阪市立幼稚園・こども園長会	

(2) 審議会開催状況

回	日 時	場 所	審 議 事 項 等
1	実施せず	-	-

2. 東大阪市立公民分館運営委員長協議会

当協議会は、東大阪市に設置された各公民分館の運営管理を円滑適正に推進するため、また、相互の連携を深め、もって東大阪市における公民分館活動の向上とその発展を期するために設置されています。

(1) 運営委員長名（令和7年度）

（敬称略）

分館名	委員長名	分館名	委員長名
孔 舎 衙	村 田 昭 男	高 井 田 東	高 木 節 雄
豊 浦	菅 原 章 太	森 河 内	大 森 清
縄 手	藤 井 拓 男	菱 屋 西	山 本 邦 寿
石 切	寺 澤 伸 幸	太 平 寺	山 田 稔
縄 手 南	西 井 均	高 井 田 西	森 光 博
池 島	堀 田 正 國	楠 根	永 井 一 之
英 田	御 堂 隆 輝	長 瀬 西	義 之 利 行
盾 津 鴻 池	西 田 繁 一	長 瀬 東	松 浦 隆
岩 田	東 野 守	小 阪	倉 橋 一 平
若 江	畑 中 檜 雄	上 小 阪	北 木 忠 嗣
玉 串	西 岡 正 規	意 岐 部	村 田 洋 子
盾 津 東	嶋 田 賢 治	柏 田	前 原 哲 男
荒 川	南 義 明	弥 刀	上 田 武 司
長 堂	茨 木 良 和	長 瀬 北	山 本 洋 嗣
三 ノ 瀬	曾 和 勝 次	大 蓮	沖 村 宏 八 郎

(2) 協議会開催状況

回	日 時	場 所	審 議 事 項 等
1	令和7年7月14日(月)	社会教育センター	① 令和7年度 事業計画（案）及び 予算（案）について ② 公民分館管理人永年功労者感謝状 贈呈について ③ 令和7年度 研修会について
2	令和8年2月16日(月)	社会教育センター	① 令和7年度 事業報告及び令和7年度 会計報告について ② 令和8年度業務委託契約事務につい て ③ 公民分館管理人永年功労者感謝状贈 呈について ④ 管理人保険の令和8年度分保険料 について

3. 公民分館文化祭・体育祭実施状況

(共催・協力等の事業を含む)

分館名	文化祭実施日	文化祭内容	体育祭実施日	体育祭内容
孔舎衛 豊浦	11月2日(日)	サークル発表と作品展示		
縄手	11月2日(日)～ 3日(月祝)	作品展示・お茶席・サークル発表(お花)	2月	社会見学
石切	11月2日(日)～ 3日(月祝)	作品展示・お茶席	10月12日(日)	パズルハイキング
縄手南	11月2日(日)～ 3日(月祝)	作品展示		
池島 英田	11月1日(土)	音楽祭		
盾津鴻池	11月2日(日)	作品展示・サークル発表		
岩田	11月3日(月祝)	作品展示・サークル発表		
若江	11月2日(日)	サークル発表会 歌謡大会		
玉串	11月2日(日)～ 3日(月祝)、 11月9日(日)	お茶席・手芸、ちぎり絵、絵画等の展示 サークル交流会(発表会)	11月16日(日)	グランドゴルフ大会
盾津東				
荒川	11月1日(土)～ 3日(月祝)	作品展示会、演芸会		
長堂	11月8日(土)～ 9日(日)	作品展示、舞台発表、 お茶席、市民講座	10月19日(日)	長堂校区自治連合会 主催体育まつり
三ノ瀬	11月2日(日)～ 3日(月祝)	作品展示、サークル発表		
高井田東	11月1日(土)～ 3日(月祝)	展示・民謡大会・謡曲大会		
森河内	11月2日(日)～ 3日(月祝)	展示		
菱屋西	11月2日(日)～ 3日(月祝)	作品展示、お茶席、ぜんざいコーナー等		
菱屋西 永和分室	11月22日(土) ～23日(日)	作品展示、お茶席		
太平寺	11月2日(日)～ 3日(月祝)	作品展示、お茶席		
高井田西	11月1日(土)～ 2日(日)	作品展示、喫茶コーナー		
楠根	11月2日(日)～ 3日(月祝)	作品展示、お茶席		
長瀬西	11月2日(日)～ 3日(月祝)	作品展示、野菜販売、野外舞台演奏等		
長瀬東	11月2日(日)～ 3日(月祝)	作品展示・お茶席など	6月15日(日)	校区ふれあいカーニ バル ミニ運動会な ど
小阪	11月1日(土)～ 3日(月祝)	サークル展示・お茶席、発表会		
上小阪	11月1日(土)～ 2日(日)	作品展示会		
意岐部	11月5日(水)～ 7日(金)	展示・お茶会	11月16日(日)	グランドゴルフ大会
柏田(分室) 含む	11月2日(日)	作品展示、子どもゲーム、柏中ブラスバ ンド	9月14日(日)	校区自治会対抗グラ ウンドゴルフ大会
弥刀	11月3日(月祝)	作品展示、お茶会など		
長瀬北	10月18日(土) ～19日(日)	作品展示、サークル発表、模擬店等		
大蓮	11月2日(日)～ 3日(月祝)	作品展示・模擬店		

4. 公民分館案内

分 館 名	開設年	所 在 地	電 話 番 号
孔 舍 衛 公 民 分 館	S61.3.31	日下町 5-3-38	072-985-8791
豊 浦 公 民 分 館	S8.11.11	豊浦町 12-5	072-982-4371
縄 手 公 民 分 館	S47.7.29	御幸町 7-4	072-984-0142
石 切 公 民 分 館	S59.9.23	北石切町 1-7	072-984-1260
縄 手 南 公 民 分 館	H3.3.30	下六万寺町 1-1-29	072-985-1690
池 島 公 民 分 館	H18.1.5	池島町 4-3-8	072-985-1123
英 田 公 民 分 館	S54.3.31	吉田 4-5-38	072-962-2572
(英 田) 北 分 室	H2.4.1	松原 1-1-6	072-966-5731
(英 田) 南 分 室	S42.2.1	吉田 1-5-27	072-961-1005
盾 津 鴻 池 公 民 分 館	H2.7.24	鴻池町 1-18-19	06-6746-0406
(盾 津 鴻 池) 分 室	H2.4.1	東鴻池町 5-4-1	072-966-5741
岩 田 公 民 分 館	S42.7.28	岩田町 5-10-13	072-962-5904
若 江 公 民 分 館	S42.8.17	若江北町 3-3-21	06-6722-6400
玉 串 公 民 分 館	S56.3.31	玉串町西 2-1-33	072-965-1927
盾 津 東 公 民 分 館	S57.3.31	川田 2-27-28	072-965-6770
荒 川 公 民 分 館	H10.10.5	荒川 1-8-19	06-6721-3597
長 堂 公 民 分 館	S58.3.31	長堂 1-17-29	06-6781-2910
三 ノ 瀬 公 民 分 館	S62.1.25	三ノ瀬 1-6-53	06-6721-8910
高 井 田 東 公 民 分 館	R4.6.1	高井田中 1-11-8	06-6781-4763
森 河 内 公 民 分 館	S62.7.23	森河内東 1-38-18	06-6781-2995
菱 屋 西 公 民 分 館	H6.4.26	菱屋西 4-10-22	06-6721-9720
(菱 屋 西) 永 和 分 室	H30.4.2	永和 2-15-25	06-6726-6403
太 平 寺 公 民 分 館	H2.3.31	太平寺 2-9-32	06-6721-8951
高 井 田 西 公 民 分 館	H1.7.15	高井田本通 4-7-17	06-6781-3380
楠 根 公 民 分 館	S56.7.31	稲田本町 2-5-12	06-6744-3320
長 瀬 西 公 民 分 館	S60.3.31	柏田本町 12-3	06-6721-2983
長 瀬 東 公 民 分 館	S55.3.31	大蓮東 2-10-1	06-6721-2984
小 阪 公 民 分 館	S59.8.25	下小阪 1-16-1	06-6721-3468
上 小 阪 公 民 分 館	H4.10.28	上小阪 3-15-24	06-6721-9681
意 岐 部 公 民 分 館	S47.8.1	御厨中 2-3-24	06-6781-4667
柏 田 公 民 分 館	S52.3.9	柏田西 3-10-44	06-6720-7189
(柏 田) 分 室	H2.4.1	柏田西 3-9-2	06-6729-2341
弥 刀 公 民 分 館	S54.3.31	近江堂 1-13-20	06-6721-9682
長 瀬 北 公 民 分 館	S61.3.31	吉松 2-13-28	06-6720-7489
大 蓮 公 民 分 館	H31.4.1	大蓮南 2-8-32	06-6729-2306

【10】市民講座講師登録制度（まちのすぐれもの）

1. 概要

高齢社会、生涯学習ニーズ多様化の時代である今日、市民の方々の中から多彩な特技や才能をお持ちの方に、生涯学習を指導していただくために、「市民講座講師登録制度」（まちのすぐれもの）が平成9年10月に発足しました。

2. 登録状況

詩吟、歴史、人権、語学、書道、押し花、手芸、美術、体操、手品、等、登録申請された方々の得意ジャンルは多岐にわたっており、令和7・8年度登録者数(2年毎に更新)は、延べ53人です。

3. 今後の課題

高齢社会のさらなる進行を踏まえて、高齢者の活躍の機会を創出するとともに、有為な人材を発掘し、市民講座の質の向上に努めていく必要があります。そのため、さらに積極的なPR方法を検討するとともに、近隣市町村との連携や情報システムの導入等が課題となっています。

市民講座講師登録制度
市立社会教育センター

まちのすぐれもの
大募集

生涯学習社会の実現のため、社会教育センターでは、市民の皆様の多彩な特技や資格を当センターが主催する市民講座などで活かしていただこうと「市民講座講師登録制度」を設けています。語学・音楽・スポーツ・パソコンなど、ジャンルは問いません。「私はこれなら教えられる」、「これを教えたい」と思っておられる方は是非登録して下さい。機会があれば、市民講座の講師を、又PTAやグループの指導などやってみませんか。

※ グループ活動で講師を探しておられる方、一度ご相談下さい。（登録者はボランティアとして扱います。）

東大阪市立社会教育センター
TEL 06-6789-4100 FAX 06-6789-5212

参考資料

(1) 東大阪市立社会教育センター条例

昭和58年3月31日東大阪市条例第6号

改正

平成3年6月24日条例第18号

平成25年3月31日条例第9号

平成27年3月31日条例第25号

平成31年3月29日条例第16号

令和4年3月31日条例第19号

東大阪市立社会教育センター条例

(設置)

第1条 生涯教育の一環として、市民の社会教育活動の振興を図るため、社会教育法（昭和24年法律第207号）第24条の規定に基づき、本市に社会教育センターを設置する。

(名称及び位置)

第2条 社会教育センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 東大阪市立社会教育センター

位置 東大阪市長堂一丁目

2 社会教育センターに分館を設け、その名称及び位置は、別表のとおりとする。

(事業)

第3条 社会教育センターは、次の事業を行う。

(1) 社会教育活動に係る情報の収集、提供及び指導に関すること。

(2) 社会教育活動に係る指導者の養成及び研修に関すること。

(3) 社会教育活動に係る講座及び学級に関すること。

(4) 視聴覚教育の振興に関すること。

(5) 社会教育関係の団体及び機関に関すること。

(6) 市民に生涯学習の場を提供すること。

(7) 前各号のほか、教育委員会が必要と認める事業

(使用の許可)

第4条 社会教育センター及び分館の施設及び別に定める設備等を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の許可をする場合において管理上必要があるときは、その使用について条件を付けることができる。

(許可の制限)

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可してはならない。

(1) 社会教育法第23条に規定する行為をするおそれがあるとき。

(2) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。

(3) 建物、設備、器具等を損傷するおそれがあるとき。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益となり、又はそのおそれがあるとき。

(5) 管理上支障があると認めるとき。

(許可の取消し等)

第6条 教育委員会は、次の各号の一に該当するときは、使用の許可を受けた者に対して使用の許可を取り消し、又は使用の条件を変更することができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又は使用の条件に違反したとき。

(2) 前条の使用許可の制限事由が発生したとき。

(原状回復)

第7条 使用の許可を受けた者は、使用を終わったときは、直ちに使用場所を原状に回復しなければならない。前条の規定により使用の許可を取り消されたときも同様とする。

(損害の賠償)

第8条 使用の許可を受けた者は、使用中に建物、設備、器具等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(職員)

第9条 社会教育センターに、館長その他必要な職員を置く。

(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において、教育委員会が規則で定める日から施行する。

附 則 (平成3年6月24日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年3月31日条例第9号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日条例第25号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成27年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第2条の規定による廃止前の東大阪市立公民館条例第3条第1項の許可で施行日以後の使用に係るものを受けた者については、施行日において、第1条の規定による改正後の東大阪市立社会教育センター条例第4条第1項の許可を受けたものとみなす。

附 則 (平成31年3月29日条例第16号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月31日条例第19号)

この条例は、令和4年6月1日から施行する。

別表 (第2条第2項関係)

名称	位置
東大阪市立社会教育センター孔舎衛公民分館	東大阪市日下町五丁目
東大阪市立社会教育センター豊浦公民分館	東大阪市豊浦町
東大阪市立社会教育センター縄手公民分館	東大阪市御幸町
東大阪市立社会教育センター石切公民分館	東大阪市北石切町
東大阪市立社会教育センター縄手南公民分館	東大阪市下六万寺町一丁目

東大阪市立社会教育センター池島公民分館	東大阪市池島町四丁目
東大阪市立社会教育センター英田公民分館	東大阪市吉田四丁目
東大阪市立社会教育センター盾津鴻池公民分館	東大阪市鴻池町一丁目
東大阪市立社会教育センター岩田公民分館	東大阪市岩田町五丁目
東大阪市立社会教育センター若江公民分館	東大阪市若江北町三丁目
東大阪市立社会教育センター玉串公民分館	東大阪市玉串町西二丁目
東大阪市立社会教育センター盾津東公民分館	東大阪市川田二丁目
東大阪市立社会教育センター荒川公民分館	東大阪市荒川一丁目
東大阪市立社会教育センター長堂公民分館	東大阪市長堂一丁目
東大阪市立社会教育センター三ノ瀬公民分館	東大阪市三ノ瀬一丁目
東大阪市立社会教育センター高井田東公民分館	東大阪市高井田中一丁目
東大阪市立社会教育センター森河内公民分館	東大阪市森河内東一丁目
東大阪市立社会教育センター菱屋西公民分館	東大阪市菱屋西四丁目
東大阪市立社会教育センター太平寺公民分館	東大阪市太平寺二丁目
東大阪市立社会教育センター高井田西公民分館	東大阪市高井田本通四丁目
東大阪市立社会教育センター楠根公民分館	東大阪市稲田本町二丁目
東大阪市立社会教育センター長瀬西公民分館	東大阪市柏田本町
東大阪市立社会教育センター長瀬東公民分館	東大阪市大蓮東二丁目
東大阪市立社会教育センター小阪公民分館	東大阪市下小阪一丁目
東大阪市立社会教育センター上小阪公民分館	東大阪市上小阪三丁目
東大阪市立社会教育センター意岐部公民分館	東大阪市御厨中二丁目
東大阪市立社会教育センター柏田公民分館	東大阪市柏田西三丁目
東大阪市立社会教育センター弥刀公民分館	東大阪市近江堂一丁目
東大阪市立社会教育センター長瀬北公民分館	東大阪市吉松二丁目
東大阪市立社会教育センター大蓮公民分館	東大阪市大蓮南二丁目

(2) 東大阪市立社会教育センター条例施行規則

昭和58年5月14日東大阪市教育委員会規則第4号

改正

平成6年3月31日教育委員会規則第2号
平成20年3月31日教育委員会規則第10号
平成25年3月31日教育委員会規則第9号
平成26年1月16日教育委員会規則第1号
平成27年4月21日教育委員会規則第12号
平成30年3月20日教育委員会規則第7号
平成31年3月29日教育委員会規則第8号
平成31年4月26日教育委員会規則第9号
令和3年10月1日教育委員会規則第25号
令和4年3月23日教育委員会規則第6号
令和5年1月25日教育委員会規則第1号

東大阪市立社会教育センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、東大阪市立社会教育センター条例(昭和58年東大阪市条例第6号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 社会教育センター及び分館の開館時間は、別表第1のとおりとする。

2 教育委員会は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第3条 社会教育センター及び分館の休館日は、別表第2のとおりとする。

2 教育委員会は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

(使用許可の申請等)

第4条 条例第4条の規定により、使用の許可を受けようとする者は、使用許可申請書を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の申請は、使用予定日の3月前から3日前までに行わなければならない。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 教育委員会は、使用の許可をしたときは、使用許可書を交付する。

(申請等の特例)

第5条 施設の使用の許可の申請等の手続は、前条第1項及び第3項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、電子情報処理組織を用いて行うことができる。

(遵守事項)

第6条 使用の許可を受けた者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可を受けた目的以外に使用し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸しないこと。
- (2) 使用許可のない物件を使用しないこと。
- (3) 火災及び盗難に留意すること。

(4) 使用後は、速やかに原状に復し、清掃すること。

(5) 前各号のほか、係員の指示に従うこと。

(実費徴収)

第7条 使用者が、電話、ガス、水道等を使用するときは、その実費を徴収することができる。

(入館の制限等)

第8条 教育委員会は、次の各号の一に該当するときは、入館を拒み、又は退館させることができる。

(1) 他人に危害を加え、若しくは不快の念を起こさせる行為をしたとき、又はするおそれがあるとき。

(2) その他、管理上支障があると認めるとき。

(公民分館運営委員会)

第9条 分館に公民分館運営委員会（以下「委員会」という。）を置くことができる。

2 委員会の委員の定数は、30人以内とする。ただし、運営上必要があるときは、増員することができる。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、分館ごとに、当該分館の所在する区域の中で各種団体の推薦その他の方法により選ばれた者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(委員会の任務)

第10条 委員会は、分館の行う各種事業の企画、実施について協力するものとする。

(分館の分室)

第11条 分館に分室を設け名称及び位置は、別表第3のとおりとする。

2 第2条から第7条まで及び前条の規定は、前項に定める分室について準用する。この場合において、これらの規定中「分館」とあるのは「分室」と読み替えるものとする。

(委任)

第12条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年3月31日教委規則第2号）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日教委規則第10号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月31日教委規則第9号）

1 この規則は、東大阪市公の施設から暴力団を排除するための関係条例の整備に関する条例（平成25年東大阪市条例第9号）の施行の日から施行する。

2 この規則による改正前のそれぞれの規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をしたうえ、この規則による改正後のそれぞれの規則の様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則（平成26年1月16日教委規則第1号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月21日教委規則第12号）

この規則は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成30年3月20日教委規則第7号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日教委規則第8号）

この規則は、平成31年4月1日から施行す

附 則（平成31年4月26日教委規則第

この規則は、平成31年5月1日から施行する。

附 則（令和3年10月1日教委規則第25号）

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和4年3月23日教委規則第6号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年1月25日教委規則第1号）

この規則は、令和5年2月1日から施行する。

別表第1（第2条第1項関係）

施設	開館時間	
社会教育センター	火曜日から金曜日まで	午前9時から午後9時まで
	日曜日、月曜日及び土曜日	午前9時から午後5時まで
分館	火曜日から金曜日まで	午前9時から午後9時まで
	日曜日及び土曜日	午前9時から午後5時まで

別表第2（第3条第1項関係）

施設	休館日
社会教育センター	国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 1月2日から4日まで及び12月28日から31日まで
分館	月曜日 国民の祝日に関する法律に規定する休日 1月2日から4日まで及び12月28日から31日まで

別表第3（第10条第1項関係）

名称	位置
東大阪市立社会教育センター盾津鴻池公民分館分室	東大阪市東鴻池町五丁目
東大阪市立社会教育センター英田公民分館南分室	東大阪市吉田一丁目
東大阪市立社会教育センター英田公民分館北分室	東大阪市松原一丁目
東大阪市立社会教育センター柏田公民分館分室	東大阪市柏田西三丁目
東大阪市立社会教育センター菱屋西公民分館永和分室	東大阪市永和二丁目

(3) 東大阪市立公民館運営審議会条例

昭和58年3月31日東大阪市条例第7号

改正

平成12年3月31日条例第5号

平成24年3月30日条例第4号

平成27年3月31日条例第25号

(設置)

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第29条第1項の規定に基づき、東大阪市立社会教育センターに東大阪市立公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(委員の委嘱基準等)

第2条 審議会の委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱する。

2 委員の定数は、20人以内とする。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

附 則

1 この条例は、東大阪市立社会教育センター条例（昭和58年東大阪市条例第6号）の施行の日から施行する。

2 東大阪市立公民館条例（昭和42年東大阪市条例第72号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成12年3月31日条例第5号抄）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日条例第4号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日条例第25号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成27年10月1日から施行する。

(4) 東大阪市立野外活動センター条例

平成8年12月18日東大阪市条例第28号

改正

平成17年7月25日条例第67号

平成25年3月31日条例第9号

平成25年7月31日条例第21号

令和3年6月30日条例第26号

(設置)

第1条 自然の中での野外活動を通じて、市民の自然保護意識の醸成及び青少年の健全育成を図るとともに、市民が充実した余暇を過ごすことができるようにするため、本市に野外活動センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置等)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 東大阪市立野外活動センター

位置 東大阪市六万寺町1丁目

2 センターに、愛称を付することができる。

(事業)

第3条 センターは、次の事業を行う。

- (1) 野外活動に係る指導及び相談に関すること。
- (2) 野外活動に係る指導者の養成及び研修に関すること。
- (3) 自然環境に係る学習の機会を提供すること。
- (4) 野外活動の普及及び奨励に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事業

(使用許可)

第4条 別表に掲げるセンターの施設を使用しようとする者は、あらかじめ、第13条の規定により教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可を行う場合において、管理上必要があるときは、その使用について条件を付することができる。

(使用許可の制限)

第5条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、前条第1項の許可をしてはならない。

- (1) 公の秩序又は善良なる風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) センターの建物、設備、器具等を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益となり、又はそのおそれがあるとき。
- (4) 使用の目的が、センターの設置の目的にそぐわないとき。
- (5) 管理上その他指定管理者においてセンターの使用について支障があると認めるとき。

(使用許可の取消し等)

第6条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、第4条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）に対して、許可を取り消し、又は使用の条件を変更することができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又は使用の条件に違反したとき。
- (2) 前条各号に掲げる事由が発生したとき。

(センター内の禁止行為)

第7条 センターにおいては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) センターの敷地又は施設を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 立入禁止地域に立ち入ること。
- (3) 指定された場所以外の場所に車両を乗り入れること。
- (4) 指定された場所以外の場所で野営、たき火又は炊さんをする事。
- (5) 指定された場所以外の場所で喫煙をする事。
- (6) 物品の販売をする事。
- (7) 植物及び岩石を採取すること。
- (8) 動物を捕獲し、又は殺傷すること。
- (9) 建物の壁、柱等にはり紙、釘打ち等をする事。
- (10) 前各号のほか、管理上必要な指示に反する行為をする事。

(入場の制限等)

第8条 前条の規定に違反する者に対して、指定管理者は、センターへの入場を拒み、又はセンターからの退去を命ずることができる。

(利用料金)

第9条 使用者は、指定管理者にセンターの施設及びその附属設備の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を前納しなければならない。ただし、指定管理者が必要があると認めるときは、後納させることができる。

- 2 利用料金の額は、別表に定める額（附属設備については、教育委員会が規則で定める額）の範囲内において、あらかじめ教育委員会の承認を得て、指定管理者が定める。その額を変更しようとするときも、同様とする。
- 3 教育委員会は、前項の承認をしたときは、その旨を公告しなければならない。
- 4 利用料金は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第8項の規定により、指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の還付)

第10条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。

(権利譲渡等の禁止)

第11条 使用者は、使用の権利を第三者に譲渡し、又は転貸することができない。

(損害賠償)

第12条 使用者又はセンターの入場者は、センターの建物、設備、器具等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第13条 センターの管理は、法第244条の2第3項の規定により教育委員会が指定するものに行わせることができる。

(指定管理者が行う管理の基準)

第14条 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他教育委員会が定めるところに従い、センターの管理を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務)

第15条 指定管理者が行うセンターの管理の業務は、次のとおりとする。

- (1) センターの維持管理に関すること。
- (2) センターの使用の許可及び使用の許可の取消し等に関すること。
- (3) センターの入場の制限等に関すること。
- (4) 第3条各号に掲げる事業に関すること。

- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務
(教育委員会が管理する場合の使用料等)

第16条 法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部（利用料金の収受を含む場合に限る。）の停止を命じた場合であつて、教育委員会が臨時にセンターの管理運営を行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、教育委員会は、別表に定める額（附属設備については、教育委員会が規則で定める額）の範囲内において、教育委員会が定める使用料を徴収する。

- 2 前項の場合にあつては、第9条第1項及び第10条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、第9条第1項中「使用に係る料金（以下「利用料金」という。）」とあるのは「使用料」と、第10条中「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

(委任)

第17条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

(平成9年教育委員会規則第2号で平成9年5月3日から施行)

附 則 (平成17年7月25日条例第67号)

- 1 この条例は、教育委員会が規則で定める日から施行する。ただし、第14条を第23条とする改正規定及び第13条の次に9条を加える改正規定（第14条から第16条までの規定に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

(平成18年教育委員会規則第1号で平成18年4月1日から施行)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の東大阪市立野外活動センター条例第4条の規定により教育委員会が行った許可で施行日以後の使用に係るものについては、施行日以後においては改正後の東大阪市立野外活動センター条例第4条第1項の指定管理者が行ったものとみなす。

附 則 (平成25年3月31日条例第9号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年7月31日条例第21号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、市長が規則で定める日から施行する。（平成25年規則第69号で平成25年8月1日から施行）

附 則 (令和3年6月30日条例第26号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第1条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第2条の規定による改正後の東大阪市立野外活動センター条例（以下「新条例」という。）別表に掲げる施設の使用に係る東大阪市立野外活動センター条例第4条第1項の許可並びに新条例第9条の規定による利用料金に係る手続及び第10条の規定による利用料金の還付並びにこれらに関し必要な行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 新条例第9条第1項の規定は、施行日以後の施設及び附属設備の使用について適用する。

- 4 前項の規定にかかわらず、施行日の前日から施行日までの引き続いた施設及び附属設備の使用については、なお従前の例による。

別表（第4条第1項・第9条第2項・第16条第1項関係）

使用施設	単位	料金
バンガロー（12人用）	1棟 1泊	9,600円
バンガロー（6人用）	1棟 1泊	4,800円
テントサイト（フレッシュエアテント付き）	1区画 1泊	4,000円
テントサイト	1区画 1泊	3,000円
バーベキューサイト	1区画 1回	1,000円
研修室（大）	午前9時から午後9時まで	5,000円
	午前9時から正午まで	1,500円
	午後1時から午後5時まで	2,000円
	午後6時から午後9時まで	1,500円
研修室（小）	午前9時から午後9時まで	2,000円
	午前9時から正午まで	600円
	午後1時から午後5時まで	800円
	午後6時から午後9時まで	600円

(5) 東大阪市立野外活動センター条例施行規則

平成9年3月5日東大阪市教育委員会規則第3号

改正

平成14年3月22日教育委員会規則第6号
平成17年7月25日教育委員会規則第18号
平成18年2月17日教育委員会規則第3号
平成20年3月31日教育委員会規則第10号
平成25年3月31日教育委員会規則第9号
平成25年7月31日教育委員会規則第12号
平成31年4月26日教育委員会規則第9号
令和3年7月20日教育委員会規則第23号
令和4年3月31日教育委員会規則第7号
令和4年7月1日教育委員会規則第14号
令和5年5月17日教育委員会規則第18号

東大阪市立野外活動センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、東大阪市立野外活動センター条例（平成8年東大阪市条例第28号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(愛称)

第2条 東大阪市立野外活動センター（以下「センター」という。）の愛称は、自由の森なるかわとする。

(休所日)

第3条 センターの休所日は、次の各号に掲げる日とする。ただし、条例第4条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て、変更し、又は臨時に休所することができる。

(1) 1月から6月まで及び9月から12月までの火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日とし、その翌日以降休日が連続することとなる場合においては、連続する休日の最後の休日の翌日とする。）

(2) 1月1日から1月4日まで及び12月29日から12月31日まで

(使用許可の申請等)

第4条 条例第4条第1項に規定する許可（以下「使用許可」という。）を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、東大阪市立野外活動センター使用許可申請書（以下「使用許可申請書」という。）を指定管理者に提出しなければならない。申請した事項を変更しようとするときも、同様とする。ただし、申請者が電子情報処理組織（市の機関等（市長その他の本市の機関及び地方自治法第244条第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が使用する電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用し、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方

式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)により、指定管理者に対し、条例第4条に規定するセンターの施設(以下「施設」という。)使用の申請をしたときは、使用許可申請書の提出を省略することができる。

2 前項の規定による申請(以下「使用許可の申請」という。)をすることができる期間は、使用しようとする日(以下「使用日」という。)の7日前までとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

3 使用許可の申請は、使用日の3月前の日の属する月の1日(市内居住者にあつては、使用日の3月前の日の属する月の1日より7日前)から受理するものとする。ただし、市内にある学校、保育所又は、幼保連携型認定こども園、その他、教育委員会が認める青少年団体が使用する場合は、使用日の12月前の日(その日が休所日のときは、その翌日以後の休所日でない直近の日。)から受理するものとする。

4 指定管理者は、使用許可を行ったときは、東大阪市立野外活動センター使用許可書(以下「使用許可書」という。)を交付する。ただし、申請者が、第1項ただし書の規定により、施設使用の申請をしたときは、使用許可書の交付を省略することができる。

(使用期間の制限)

第5条 センターの使用期間は、引続き3日を超えることができない。ただし、指定管理者が必要と認めた場合において、教育委員会が承認したときは、この限りでない。

(バンガロー等の使用時間)

第6条 バンガローの使用時間は、入所日の午後2時から退所日の午前11時までとする。

2 テントサイトの使用時間は、入所日の午後1時から退所日の午前11時までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者が必要と認めた場合において、教育委員会が承認したときは、その時間を延長し、又は短縮することができる。

(使用中止の届出)

第7条 使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、センターを使用する必要がなくなったときは、速やかに指定管理者に東大阪市立野外活動センター使用中止届書(以下「使用中止届書」という。)を提出しなければならない。ただし、使用者が、電子情報処理組織を使用し、電磁的記録により指定管理者に対し施設使用の中止の届出をしたときは、使用中止届書の提出を省略することができる。

(附属設備の利用料金の上限)

第8条 条例第9条第2項の教育委員会が規則で定める額は、別表のとおりとする。

(利用料金の還付)

第9条 条例第10条のただし書の規定による利用料金を還付できる場合及びその額は、次のとおりとする。

(1) 天災その他不可抗力により使用することができなくなったとき 全額

(2) 第7条の規定による届出を行ったとき 教育委員会の承認を得て、指定管理者が別に定める額

2 前項の規定により利用料金の還付を受けようとする者は、東大阪市立野外活動センター利用料金還付請求書(以下「利用料金還付請求書」という。)に使用許可書を添えて指定管理者に提出しなければならない。ただし、利用料金の還付を受けようとする者が、第4条第4項ただし書の規定により使用許可を受け、かつ、第7条ただし書の規定により施設使用の中止の届出をしたときは、使用許可書及び利用料金還付請求書の提出を省略することができる。

(使用許可書の提示)

第10条 使用者は、センターの入所時に使用許可書を提示しなければならない。ただし、使用者が第4条第5項の規定により施設使用の許可を受けときは、使用許可書の提示を省略することができる。

(細目)

第11条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成9年5月3日から施行す

附 則 (平成14年3月22日教委規則第

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年7月25日教委規則第18号)

この規則は、東大阪市立野外活動センター条例の一部を改正する条例(平成17年東大阪市条例第67号)の施行の日から施行する。ただし、第11条を第13条とし、第10条の次に2条を加える改正規定(第12条第2項に係る部分を除く。)は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年2月17日教委規則第3号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月31日教委規則第10号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月31日教委規則第9号)

- 1 この規則は、東大阪市公の施設から暴力団を排除するための関係条例の整備に関する条例(平成25年東大阪市条例第9号)の施行の日から施行する。
- 2 この規則による改正前のそれぞれの規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をしたうえ、この規則による改正後のそれぞれの規則の様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則 (平成25年7月31日教委規則第12号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年8月1日から施行する。

附 則 (平成31年4月26日教委規則第9号)

この規則は、平成31年5月1日から施行する。

附 則 (令和3年7月20日教委規則第23号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月31日教委規則第7号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年7月1日教委規則第14号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年5月17日教委規則第18号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第8条関係）

附属設備の区分	単位	料金	備考
野外炊事設備	1 人 1 日	100円	宿泊施設に備え付けられているものは除く。
シーツ	1 枚	200円	
石油ファンヒーター	1 台	600円	石油ファンヒーターの灯油 タンク一杯分
コイン式シャワー	1 回	100円	シャワー室のシャワーに限 る。
コイン式空調機	1 回	100円	

(6) 東大阪市民講座講師登録制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、東大阪市民社会教育センターが主催する市民講座(前期・後期)の講師を広く市民より募集し、もって生涯学習社会の実現の一助とすることを目的とする。

(講師候補者の登録)

第2条 社会教育センター館長(以下、館長という。)は、生涯教育に理解と情熱をもち、かつすぐれた特技・教養等を有する者で、日常的に活動可能な者を市民講座講師候補者(以下「講師候補者」という。)として登録することができる。

(登録の対象及び範囲)

第3条 講師候補者の登録の対象及び範囲は、次の各号に定める要件をみたす者とし、次条に基づき館長が承認した者を講師候補者として登録し、講師候補者台帳に記載する。

(1) 原則として本市に居住または通勤・通学する者。

(2) 年齢18才以上の者。

(登録の申請及び審査)

第4条 第2条の登録を希望する者は、登録申請書(様式1)に必要事項を記載の上、館長に申請するものとする。

2 館長は、前項による申請を受けたときは、その内容を審査し、講師候補者として登録を承認した時は登録承認通知書(様式2)で、登録を不承認とした時は登録不承認通知書(様式3)により、申請者に通知する。

(登録内容の変更)

第5条 第3条の講師候補者は、提出した登録内容に変更が生じたときは、登録内容変更届(様式4)により当該変更した事項について、速やかに館長に届け出なければならない。

(登録の有効期間及び更新)

第6条 登録の有効期間は、原則として2年間とする。講師候補者は登録内容の変更の有無に関わらず、2年ごとの館長が指定する時期に登録更新届（様式5）を館長に提出し、登録を更新するものとする。

2 前項の規定に関わらず、館長が必要と認めるときは、更新期間を短縮することができる。

（登録辞退の届出）

第7条 講師候補者は、登録を辞退するときは、館長に対し登録辞退届（様式6）を提出するものとする。

（講師候補者及び登録情報の抹消）

第8条 館長は、講師候補者が、次の各号のいずれかに該当するときは、講師候補者の登録及び登録情報を抹消することができる。

（1） 第6条の規定による更新手続きを行わなかった場合。

（2） 第7条の規定による登録辞退の届出があった場合。

（3） 不正な登録又は不正な行為があった場合。

（4） 登録情報に虚偽又は誤りがあった場合。

（5） 本要綱に違反した場合。

（6） その他、館長が必要と認めた場合。

（講師の採用）

第9条 館長は、講師候補者の中から社会教育センターが主催する市民講座の講師として採用することができる。

（講師の職務内容）

第10条 前条において採用された講師の職務は、当該講師の特技・教養等に基づいたもので、講演・実習指導等の学習形態をとるものとする。

（講師に対する報酬）

第11条 講師としての活動は原則として無償とする。ただし、予算の範囲内で一定の謝礼金を支払うことができる。

（講師としての活動中の事故に対する補償）

第12条 講師がその職務活動中に起こった事故等については、社会教育センター

が加入する傷害保険を適用するものとする。

（他の関係機関等との連携）

第 13 条 この制度の実施にあたっては、関係機関等と密接な連携を保つものとする。また、「東大阪市生涯学習推進計画」の推進方策とも連携するものとする。

（情報の公開）

第 14 条 この制度に係わる情報は公開を原則とし、市内に存する生涯学習関連施設に提供することができる。ただし、個人のプライバシーに関することはこの限りではない。

（実施上の留意事項）

第 15 条 この制度は社会教育法に基づいて実施されるものであり、営利、宗教、政治等の関連が疑われることのないよう配慮されなければならない。

（実施細目）

第 16 条 この要綱の実施について必要な事項は、館長が別に定めるものとする。

附則

この要綱は、平成9年10月1日から施行する。

この要綱は、平成13年3月10日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(7) 社会教育法（抜粋）

第5章 公民館

（目的）

第20条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

（公民館の設置者）

第21条 公民館は、市町村が設置する。

2 前項の場合を除くほか、公民館は、公民館の設置を目的とする一般社団法人又は一般財団法人（以下この章において「法人」という。）でなければ設置することができない。

《改正》平18法050

3 公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる。

（公民館の事業）

第22条 公民館は、第20条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によって禁じられたものは、この限りでない。

- (1) 定期講座を開設すること。
- (2) 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- (3) 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- (4) 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- (5) 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- (6) その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

《改正》平11法087

（公民館の運営方針）

第23条 公民館は、次の行為を行ってはならない。

- (1) もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。

(2) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。

2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派もしくは教団を支援してはならない。

(公民館の基準)

第23条の2 文部科学大臣は、公民館の健全な発達を図るために、公民館の設置及び運営上必要な基準を定めるものとする。

《改正》平11法160

2 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、市町村の認証する公民館が前項の基準に従って設置され及び運営されるように、当該市町村に対し、指導、助言その他の援助に努めるものとする。

《改正》平11法160

(公民館の設置)

第24条 市町村が公民館を設置しようとするときは、条例で、公民館の設置及び管理に関する事項を定めなければならない。

第25条及び第26条 削除

(公民館の職員)

第27条 公民館に館長を置き、主事その他必要な職員を置くことができる。

2 館長は、公民館の行う各種の事業の企画実施その他必要な事務を行い、所属職員を監督する。

3 主事は、館長の命を受け、公民館の事業の実施にあたる。

第28条 市町村の設置する公民館の館長、主事その他必要な職員は、教育長の推薦により、当該市町村の教育委員会が任命する。

《1項削除》平11法087

(公民館の職員の研修)

第28条の2 第9条の6の規定は、公民館の職員の研修について準用する。

(公民館運営審議会)

第29条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

《改正》平11法087

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第30条 市町村の設置する公民館にあっては、公民館運営審議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、市町村の教育委員会が委嘱する。

《改正》平11法087

《改正》平13法106

《2項削除》平11法087

2 前項の公民館運営審議会の委員の定数、任期その他必要な事項は、市町村の条例で定める。

《改正》平11法087

第31条 法人の設置する公民館に公民館運営審議会を置く場合にあっては、その委員は、当該法人の役員をもって充てるものとする。

《改正》平11法087

(運営の状況に関する評価等)

第32条 公民館は、当該公民館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき公民館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

《全改》平20法059

(運営の状況に関する情報の提供)

第32条の2 公民館は、当該公民館の事業に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該公民館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

《追加》平20法059

(基金)

第33条 公民館を設置する市町村にあっては、公民館の維持運営のために、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の基金を設けることができる。

(特別会計)

第34条 公民館を設置する市町村にあっては、公民館の維持運営のために、特別会

計を設けることができる。

(公民館の補助)

第35条 国は、公民館を設置する市町村に対し、予算の範囲内において、公民館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第36条 削除

第37条 都道府県が地方自治法第232条の2の規定により、公民館の運営に要する経費を補助する場合において、文部科学大臣は、政令の定めるところにより、その補助金の額、補助の比率、補助の方法その他必要な事項につき報告を求めることができる。

《改正》平11法160

第38条 国庫の補助を受けた市町村は、左に掲げる場合においては、その受けた補助金を国庫に返還しなければならない。

(1) 公民館がこの法律若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基いてした処分に違反したとき。

(2) 公民館がその事業の全部若しくは一部を廃止し、又は第20条に掲げる目的以外の用途に利用されるようになったとき。

(3) 補助金交付の条件に違反したとき。

(4) 虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

(法人の設置する公民館の指導)

第39条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、法人の設置する公民館の運営その他に関し、その求めに応じて、必要な指導及び助言を与えることができる。

《改正》平11法160

(公民館の事業又は行為の停止)

第40条 公民館が第23条の規定に違反する行為を行ったときは、市町村の設置する公民館にあっては市町村の教育委員会、法人の設置する公民館にあっては都道府県の教育委員会は、その事業又は行為の停止を命ずることができる。

2 前項の規定による法人の設置する公民館の事業又は行為の停止命令に関し必要な事項は、都道府県の条例で定めることができる。

(罰則)

第41条 前条第1項の規定による公民館の事業又は行為の停止命令に違反する行為をした者は、1年以下の懲役若しくは禁錮又は3万円以下の罰金に処する。

(公民館類似施設)

第42条 公民館に類似する施設は、何人もこれを設置することができる。

2 前項の施設の運営その他に関しては、第39条の規定を準用する。

社会教育センター年報 第41号



(発行)

東大阪市立社会教育センター

〒577-0056

東大阪市長堂一丁目17番29号

電話：06-6789-4100

FAX：06-6789-5212

E-mail：shakyocenter@city.higashiosaka.lg.jp